

健康福祉常任委員会委員長報告

去る３月３日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案１件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- １ 審査年月日 令和７年３月５日(水)
- ２ 場 所 委員会室１
- ３ 出席委員 永井 司、斉藤 章、桜井 卓、中村 洋子、
現王園孝昭、金森すみ子
- ４ 審査結果

「議案第20号」北本市国民健康保険税条例の一部改正については、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎「議案第20号」について

- (１) 「条例改正の理由と税率の改定によってどのくらい税収が増えるのか」と質疑したところ、「令和９年度に予定されている保険税水準の準統一に向け、令和８年度までの財源を確保できるよう将来の推計を行ったところ、現行の税率では令和８年度の予算編成が不可能である見通しのため、税率の改定を行うものです。現年課税分は現行税率では約11億1,900万円のところ、改定後の税率では約12億1,200万円となり、約9,300万円の増収を見込んでいます。今回均等割額の引き上げにより、低所得者への軽減措置に対して補てんされる保険基盤安定繰入金も増収見込みで、現行税率では約２億3,300万円のところ、改定後の税率では約２億8,200万円となり、約4,900万円の増収で、現年課税分と合わせて約１億4,200万円の増を見込ん

でいます」との答弁がありました。

(2) 「**基金残高の推移について**」質疑したところ、「国民健康保険財政調整基金残高は、令和3年度末で3億2,557万4,467円、令和4年度末で4億739万8,888円、令和5年度末で4億3,246万4,258円、令和6年度末の見込みは3億832万2,258円、令和7年度末の見込みは2億1,416万7,258円となります。県が示す市町村標準保険税率で課税した場合、令和9年度以降は税収と保険基盤安定繰入金で賄うことができる見込みから、令和8年度末の基金残高については、2,500万円に設定しています。基金を活用して大きな引き上げ幅とならないよう今回の税率を設定しています」との答弁がありました。

(3) 「**改定による被保険者への影響について**」質疑したところ、「1人世帯の試算では、最小の上げ幅は低所得に係る軽減が適用となる場合で、年間3,700円、最大の上げ幅は1万2,700円となります。複数人世帯の具体例として、家族4人世帯で、夫と妻が共に40歳代、子が未就学児でない2人の場合、所得が300万円試算で、改正前の税額が年間50万8,400円から改正後、55万7,800円になり、年額で4万9,400円の増となります」との答弁がありました。

(4) 「**令和8年度課税では税率の引上げを必要としているか**」と質疑したところ、令和8年度には税率の引上げをしない推計に基づいて、今回の税率を設定しています。県内で統一化が見込まれる令和9年度まで、財政運営を確保できるような設定をしています」との答弁がありました。

(5) 「**県内の税率改定の動き及び保険料の比較について**」質疑したところ、「63市町村中43市町村が令和7年度の課税に向けて改定を予定しており、改定後の税率では、本市は所得割額の合計は63市町村中14番目、均等割額の合計は12番目に高い額となる見込みです。現在法定外繰入れを行ってい

る自治体が県内63市町村中45市町村あり、そのような自治体では、統一化
予定の令和9年度にかけて、法定外繰入れの解消に向けた動きが想定され
るため、今後、税負担の急激な増が生じることが見込まれます。本市では、
法定外繰入れを行っておらず、国民健康保険財政調整基金を活用して、今
後の税負担が大きな増とならないように配慮しています」との答弁があり
ました。

本案に対して、反対討論が1件ありました。

以上報告いたします。

令和7年3月25日

健康福祉常任委員会
委員長 金 森 すみ子

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様